

【「開示等のご請求等に関する手続について」新旧対比表】

新(赤文字部分が変更箇所)	旧(赤文字部分が変更箇所)
<p>保有個人データに関する、個人情報保護法(以下「法」といいます)第 32 条第 2 項(利用目的の通知)の規定によるお求め、第 33 条第 1 項(開示)、第 34 条第 1 項(訂正、追加または削除)もしくは第 35 条第 1 項、第 3 項もしくは第 5 項(利用停止または消去、第三者提供の停止)の規定によるご請求、または第三者提供記録に関する第 33 条第 5 項(開示)の規定によるご請求(以下「開示等のご請求等」といいます)について、au じぶん銀行(以下「当行」といいます)は、所定の請求書に本人確認書類の写し等を添付してご郵送いただくことにより受け付けます。</p> <p>(略)</p>	<p>保有個人データに関する、個人情報保護法(以下「法」といいます)第 27 条第 2 項(利用目的の通知)の規定によるお求めまたは第 28 条第 1 項(開示)、第 29 条第 1 項(訂正、追加または削除)、第 30 条第 1 項(利用停止または消去)もしくは第 3 項(第三者提供の停止)の規定によるご請求(以下「開示等のご請求等」といいます)について、au じぶん銀行(以下「当行」といいます)は、所定の請求書に本人確認書類の写し等を添付してご郵送いただくことにより受け付けます。</p> <p>(略)</p>
<p>3. 請求書各種書式</p> <p>(1)保有個人データ開示請求書 兼 手数料自動引落依頼書 (2)保有個人データ訂正・利用停止等請求書 (3)保有個人データ利用目的通知請求書 (4)第三者提供記録開示請求書 兼 手数料自動引落依頼書 (5)委任状(任意代理人用)</p> <p>※いずれもお客さまセンターまでご請求ください。</p> <p>(略)</p>	<p>3. 請求書各種書式</p> <p>(1)保有個人データ開示請求書 兼 手数料自動引落依頼書 (2)保有個人データ訂正・利用停止等請求書 (3)保有個人データ利用目的通知請求書 (4)委任状(任意代理人用)</p> <p>※いずれもお客さまセンターまでご請求ください。</p> <p>(略)</p>
<p>5. 手数料</p> <p>法第 33 条第 1 項または第 5 項の規定による開示のご請求については、以下のとおりの手料を申し受けます。手数料はお客さまの預金口座からのお引き落としとなります。(預金口座をお持ちでない場合は、定額小為替を送付いただきます。)</p> <p>(1) お名前、ご住所、生年月日等の開示の場合 1,100 円(税込) (2) 取引の残高の開示の場合 550 円(税込)(特定日単位) (3) 取引履歴の開示の場合 ・開示期間が申込日から過去 1 年以内の場合 550 円(税込) ・ただし、開示期間が申込日から過去 1 年を超える場合、1 年を超える毎に 550 円(税込)を加算させていただきます。 (4)第三者提供記録の開示の場合 1,100 円(税込) (5)上記以外の情報の場合 2.受付窓口のお客さまセンターまでお問い合わせください。</p>	<p>5. 手数料</p> <p>法第 28 条第 1 項の規定による開示のご請求については、以下のとおりの手料を申し受けます。手数料はお客さまの預金口座からのお引き落としとなります。(預金口座をお持ちでない場合は、定額小為替を送付いただきます。)</p> <p>(1) お名前、ご住所、生年月日等の開示の場合 1,100 円(税込) (2) 取引の残高の開示の場合 550 円(税込)(特定日単位) (3) 取引履歴の開示の場合 ・開示期間が申込日から過去 1 年以内の場合 550 円(税込) ・ただし、開示期間が申込日から過去 1 年を超える場合、1 年を超える毎に 550 円(税込)を加算させていただきます。 (4)上記以外の情報の場合 2.受付窓口のお客さまセンターまでお問い合わせください。</p>
<p>6. 回答の方法</p> <p>開示等のご請求等をいただいた場合は、遅滞なく電磁的記録の提供、書面の交付その他当行の定める方法のうちお客さまの請求する方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場</p>	<p>6. 回答の方法</p> <p>開示等のご請求等をいただいた場合は、遅滞なく書面を郵送することにより回答いたします。</p>

合その他の当該方法による開示が困難である場合は書面の交付)により回答いたします。

(略)

8. その他

(1) 次の場合は、開示等のご請求等を受付けいたしかねますので、予めご了承ください。

(略)

エ. 法第 33 条第 1 項または第 5 項の規定による開示のご請求で、手数料のお支払いがない場合(請求書が当行に到着後、所定期間内(2 週間)に引き落としができない場合、または所定の定額小為替が同封されていない場合)

(2) また、次の場合は、法第 33 条第 1 項または第 5 項の規定による開示のご請求に対する回答をいたしかねますので、予めご了承ください。開示しないことを決定した場合は、その旨理由を付して回答いたしますが、法第 33 条第 1 項または第 5 項の規定による開示のご請求に際してお支払いいただいた手数料の返還はいたしかねます。

ア. ご依頼のあった情報項目が、当行保有個人データまたは第三者提供記録にない場合

イ. ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

ウ. 当行の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

エ. 他の法令に違反することとなる場合

9. お問い合わせ窓口

保有個人データまたは第三者提供記録の開示等に関するお問い合わせ、ご相談等は 2.受付窓口のお客さまセンターまでご連絡ください。

以上

(略)

8. その他

(1) 次の場合は、開示等のご請求等を受付けいたしかねますので、予めご了承ください。

(略)

エ. 法第 28 条第 1 項の規定による開示のご請求で、手数料のお支払いがない場合(請求書が当行に到着後、所定期間内(2 週間)に引き落としができない場合、または所定の定額小為替が同封されていない場合)

(2) また、次の場合は、法第 28 条第 1 項の規定による開示のご請求に対する回答をいたしかねますので、予めご了承ください。開示しないことを決定した場合は、その旨理由を付して回答いたしますが、法第 28 条第 1 項の規定による開示のご請求に際してお支払いいただいた手数料の返還はいたしかねます。

ア. ご依頼のあった情報項目が、当行保有個人データにない場合

イ. ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

ウ. 当行の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

エ. 他の法令に違反することとなる場合

9. お問い合わせ窓口

保有個人データの開示等に関するお問い合わせ、ご相談等は 2.受付窓口のお客さまセンターまでご連絡ください。

以上